



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 1
- 沖縄県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（職員厚生課） ..... 2
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 2
- 沖縄県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則（土地対策課） ..... 4

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課） ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（国際物流商業課） ..... 5
- 建設業者の許可の取消し（土木総務課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 6

### 訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 6
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課） ..... 7

### 議会事項

- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令 ..... 7

### 監査委員事項

- 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示 ..... 7

### 人事委員会事項

- 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 8
- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 ..... 9

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示 ..... 9

## 規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第69号

#### 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の表行政管理課の項中「総務事務集中センター準備室」を「総務事務センター」に改める。

第21条に次の2号を加える。

(9) 職員の給与の支給に関すること。

(10) 本庁機関の職員の手当認定に関すること。

第241条第2号の表沖縄県個人情報保護審査会の項中「場合に審議を行うこと、」の次に「行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを加え、同表沖縄県自治紛争処理委員の項中「紛争の調停」の次に「、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加える。

第249条の表総務事務集中センター準備室長の項中「総務事務集中センター準備室長」を「総務事務センター室長」に、「総務事務集中センター準備室に関する事務」を「総務事務センターに関する事務」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第241条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第70号

##### 沖縄県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和51年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表選挙管理委員会職員の項、人事委員会事務局職員の項、監査委員事務局職員の項、労働委員会事務局職員の項及び議会事務局職員の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第71号

##### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第24条の2第1項第3号」を「第24条の2第1項第4号」に改める。

第24条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）を会員とする公益社団法人又は一般社団法人が、経営する目的で取得した病院又は診療所で、次に掲げる全ての要件に該当する当該不動産の取得 当該不動産の価格

ア 当該施設の全部が当該施設の開設者と雇用関係にない医師等の利用のために開放され、かつ、これらの医師等により主として利用されるものであること。

イ 当該施設は、当該法人が組織されている区域の医師等の全てによつて利用されることとされているものであること。

ウ 当該施設は、会員である医師等の医学若しくは医術の水準の向上に関する事業、会員である医師

等の研修若しくは再教育に関する事業又は公衆衛生活動に関する事業のうち一以上の事業の用に供されるものであること。

エ 当該施設における診療報酬又は利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する診療報酬の額以下であること。

オ 病院にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受ける者及び無料で又は健康保険法第76条第2項に規定する診療報酬の額からその10分の1に相当する金額以上の額を減額した料金により診療を受ける者の延数が当該病院の取扱患者の総延数の10分の1以上であること。

カ 当該法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該法人の目的と類似の目的をもつ他の法人に帰属する旨が定款に定められていること。

別表63の項中「家屋の主体構造部と附帯設備の分割に係る不動産取得税の減額申請書」を「家屋の造作（内装）その他の附帯設備に係る不動産取得税の分離課税申請（同意）書」に改める。

第85号様式を次のように改める。

**第85号様式**（用紙日本工業規格A4縦長型）

家屋の造作（内装）その他の  
附帯設備に係る不動産取得税の分離課税申請（同意）書

年 月 日

県税事務所長  
沖縄県 事務所長 殿

申請者（家屋の主体構造部の取得者）

住 所 市 町 番地  
郡 村

氏 名（名称） ㊟

下記のとおり当初の課税標準となつた家屋の価格のうち附帯設備の取得者の課税標準となる価格を定めたので、沖縄県税条例第61条第7項の規定により申請します。

家屋の所在地（登記）	家屋番号	種類	構造	床面積	家屋の取得年月日
当初の課税標準となつた家屋の価格	附帯設備に係る部分の価格			屋号（店舗名）	
円	円				
上記附帯設備に係る部分について不動産取得税が課されることに同意します。					
年 月 日					
家屋の附帯設備に係る部分の取得者					
住 所					

氏名（名称）

Ⓔ

注1 この申請書は、家屋の主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて不動産取得税の課税を受けた者が、附帯設備に属する部分の取得者と協議のうえ提出してください。

注2 この申請書は、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表63の項及び第85号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第72号****沖縄県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県県土保全条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第18条第8号」を「第18条第12号」に改める。

第10条中「第18条第9号」を「第18条第13号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CORAL21ネットワークシステム機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社 沖縄県浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 64,443,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年9月9日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年2月11日まで縦覧に供する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成26年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人MIMI英会話教室

- 3 代表者の氏名 高良利美子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目1番11号プレストビル3F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県在住の外国人に対し生活のサポートする事業を行い、その事業を通して県民と外国人との国際交流を図ることにより県民の英会話力の向上を目指すことにより県民の雇用機会を広め同時に国際意識を高めるという形で地域への貢献を目指す。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年2月14日まで縦覧に供する。  
平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成26年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
- 3 代表者の氏名 堀川美智子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市西2丁目4番3号クレスト西205
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内における介護・福祉事業に対して、評価及び情報開示等の調査に関する事業を行い、サービスの質の向上・福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 藤田勝幸、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年12月26日から平成27年1月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年12月4日
- (2) 商号名 有限会社柴康
- (3) 代表者名 久保田米子
- (4) 所在地 糸満市西崎町五丁目14番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第9784号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年12月4日
- (2) 商号名 株式会社アースネット
- (3) 代表者名 佐藤泰弘

- (4) 所在地 石垣市字石垣84番地1階西
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11892号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月8日 沖縄県指令土第1088号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝津加山原1206番2ほか10筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市字古謝1219番地1 有限会社V i s 取締役 久高将寛
- 5 検査済証番号 平成26年12月16日 第4157号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月22日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第109号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程(昭和48年沖縄県訓令第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「(昭和49年沖縄県規則第18号)」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 本庁機関 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)第4条に規定する機関をいう。

第8条第3項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第9条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事項のほか、総務事務センター室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 本庁機関及び沖縄県労働委員会事務局の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をすること。

(2) 本庁機関、沖縄県議会事務局、沖縄県監査委員事務局、沖縄県人事委員会事務局、沖縄県選挙管理委員会事務局及び沖縄県労働委員会事務局の職員の児童手当の支給について認定をすること。

第22条中「手続」の次に「(第9条第2項各号に掲げる事項を除く。)」を加える。

別表第2の3中「総務事務集中センター準備室長」を「総務事務センター室長」に改める。

別表第3企画部の表市町村課の項知事決裁事項の欄第9号中「わたつて」を「わたつて」に改め、同項部長等専決事項の欄第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第9号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

7 自治法第251条の3の2第1項の規定に基づき、自治紛争処理委員に処理方策を定めさせること。

8 自治法第251条の3の2第2項の規定に基づき、処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げること  
に同意すること。

別表第3企画部の表市町村課の項統括監専決事項の欄第17号中「あつた」を「あつた」に改め、同欄第19  
号中「なつた」を「なつた」に改め、同欄第21号中「繰り上げ償還」を「繰上償還」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成26年12月26日から施  
行する。

### 沖縄県訓令第110号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第9号」を「第7号」に改める。

第6条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

## 議 会 事 項

### 沖縄県議会訓令第6号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

#### 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（総務事務センター室長専決事項）

**第10条** 総務部で総務事務を集中処理する総務部行政管理課総務事務センターの総務事務センター室長が併  
任する副参事は、局内の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給に関し必要な事項  
を認定することについて専決することができる。

別表第2総務課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ  
る。

#### 附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員告示第2号

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県代表監査委員 知 念 建 次

#### 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程（平成18年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように  
改正する。

第6条第2項第7号中「職員の諸手当」の次に「（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支

給について認定することを除く。)」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(補助執行)

**第10条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員である沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)第249条に規定する総務事務センター室長(以下「総務事務センター室長」という。)に補助執行させ、及び専決させる事項は、事務局職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定することとする。

2 総務事務センター室長は、前項の事項を処理するに当たり疑義が生じたときは、監査委員事務局監査課長と協議して処理するものとする。

**附 則**

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

## 人事委員会事項

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第19号

#### 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助執行)

**第5条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員である沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)第249条に規定する総務事務センター室長(以下「総務事務センター室長」という。)に補助執行させる事項は、事務局職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定することとする。

2 総務事務センター室長は、前項の事項を処理するに当たり疑義が生じたときは、人事委員会事務局総務課長と協議して処理するものとする。

**附 則**

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第20号

#### 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「総務事務集中センター準備室長」を「総務事務センター室長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健



**沖縄県人事委員会規則第21号****管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。  
別表知事部局の項中「総務事務集中センター準備室長」を「総務事務センター室長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

**沖縄県人事委員会訓令第1号**

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 玉 城 健

**沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

**附 則**

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

**選挙管理委員会事項****沖縄県選挙管理委員会告示第60号**

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

**沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示**

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程（昭和55年沖縄県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

（補助執行）

**第4条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員である沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第249条に規定する総務事務センター室長（以下「総務事務センター室長」という。）に補助執行させる事項は、職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をすることとする。

2 総務事務センター室長は、前項の事項を処理するに当たり疑義が生じたときは、書記長と協議して処理するものとする。

**附 則**

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--